

かたくい通信

福井から原発をとめる
裁判の会 会報

第4回口頭弁論 福井地裁 10月8日

東山幸弘さんからの意見陳述

「原子力災害の避難について」



次回口頭弁論

12月19日

第4回口頭弁論が福井地裁で10月8日(火)、午後4時から行われました。県外及び福井県内の嶺南地域も含めて多くの方が駆けつけてくださり法廷はほぼ満席となりました。

今回は弁護団から要旨の説明がなされる第6準備書面が、原発事故の際の避難に関わる問題点を扱っているということで、福井県大飯郡高浜町在住の東山幸弘さんが「原子力災害の避難について」というテーマで意見陳述を行いました。また、第6準備書面について寺田弁護士が陳述しました。本誌第9号の「その1」では東山さんの意見陳述とその他の情報、「その2」では第6準備書面の内容を掲載しました。



発行：福井から原発をとめる裁判の会

■事務局連絡先：松田 (090-2037-9322)
■弁護団事務局連絡先：笠原一浩弁護士
〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18
みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先
口座名：福井原発差止訴訟を支える会
記号：00760-6 番号：108539
(口座名等はこれまでのままです)

♥ご支援をよろしくお願ひします！

◆ホームページ：http://adieunpp.net

(本通信 PDF 版もアップロードしてあります！)

意見陳述

原子力災害の避難について

原告 東山幸弘さん

◆日本の原発は安全だと思っていました

私は農家で高浜発電所から4キロメートル、大飯発電所から15キロメートルの所に住んでいます。これまで原発の近くに住んでいることに漠然とした事故の不安がありました。例えば1979年、アメリカのスリーマイル島原発で炉心が熔融する事故があった時も住民避難はあったものの大きな健康被害はなかったとされました。また1986年、ソ連のチェルノブイリでは大変大きな避難を要するような事故があった時も、ソ連と日本の原子力発電所の構造の違いによって、あのような事故は起こらないと思っていました。国や関西電力のいう「止める、冷やす、閉じ込める」5重の安全機能を信じていました。ましてや日本は「技術立国」を標榜する国がフクシマの様な燃料熔融という最悪の事故が起こるような脆弱な原子力発電の施設であるとは思いませんでした。地震による主要構造物や配管の耐震性、非常電源による重要機器の動作などにより、最悪の状態にはならない安全な構造や管理体制になっていると事細かに技術的な説明をされても、フクシマを体験した以上これで安全・安心だという評価が出来ません。

◆逃げることしか術はないのです

私たち原発周辺に住むものにとって唯一出来ることは事故が起こった時、「早く、遠くに逃げる」こと以外に我が身を守る術がありません。

福井県は大飯原発を再稼働させるために昨年6月29日付けで「避難に関する暫定措置」を作りました。作っただけでその内容を関係住民に知らせていません。高浜町の広報に1行たりとも書かれ

ていません。有線放送でも放送されていません。だいたい経ってから、避難計画があるらしいと人づてに聞いて、高浜町のホームページで高浜町民の避難先のみ書いてあり、暫定措置の全容は福井県のホームページを見て、初めて知りました。それによると私の住む地区は「敦賀市立体育館へ自家用車で避難せよ」で対象人数352人、106世帯となっています。886人収容の体育館に8地区1,685人が避難することになっています。前述の352人、106世帯も単に住所地番のみの集計であり、日常の活動拠点である自治会世帯数ではありません。いざ、避難となり、この体育館に収容されたとしても世帯の確認が出来ません。

また、この暫定措置に別紙として「避難シミュレーションの概要」があり、60キロメートル先の敦賀市に行くのに通常では2時間のところが渋滞となり7時間以上を要するとなっています。唯一の幹線道路となる国道27号線は片側1車線しかなく、高浜町、おおい町内や小浜市、若狭町内の一部に広域農道もありますがこれとてすべて整備されている訳でもなく、結局は国道27号線に出ざるを得ません。舞鶴若狭自動車道も小浜までの対面通行1車線です。高浜町民にとってより近いおおい町を通過して避難をすることは全く現実的ではありません。

◆「避難弱者」をどうなるの？

自家用車を保持し、運転出来る世帯の避難は渋滞等の問題はあっても不可能ではありませんが、自家用車を持たない世帯、支援を要することもや高齢者、病院の入院患者や特別養護老人ホームの入居者の避難はどうするのか、すどーんと抜け落ちていきます。あたかもこのような人たちはいないかのように。あるいは避難の対象でない、とさえ思えます。

◆SPEEDIの情報開示は？

今年の3月15日コープあいち・平和グループ

のみなさんが、大飯原発の近くの袖ヶ浜から風船を飛ばして、どのように放射能は拡散していくのか、模擬実験をしました。その日はよく晴れて、気温10度、西北西の緩やかな風の吹く日でした。12時に飛ばした風船は2時間半で30キロメートル以上離れた美浜町気山に到達し、その後敦賀市の南方から岐阜県郡上市や下呂温泉には4時間で飛んで行き、長野県の中央部を横断して東京・多摩市まで飛んで行きました。事故時の放射能雲は風船と同じではありませんが風の向きによっては30キロメートルの範囲に収まるものではありません。特に美浜町気山は国道27号線上でおおい町民や高浜町民、小浜市民が車で避難する途上であり、渋滞した車内でわざわざ大量の放射線被曝をするために避難していることとなります。また、上空ではほぼ西向きに風は流れており、地上の風向きと方向が違いました。避難にあたってはSPEEDIの情報が開示され、無用の被曝を避けることが必要です。

◆ヨウ素剤をどうするの？

事故が起こったとき、避難するより先に甲状腺の内部被曝を抑えるため安定ヨウ素剤を服用する必要がありますが、福井県は立地、隣接市町に備蓄するとしただけで配布手段を明示していません。安定ヨウ素剤が配布されなかったフクシマでは感受性の高い乳幼児や子ども達にもうすでに甲状腺に影響が出ていると報じられています。

◆実効性があるのか？

このように避難の問題だけをとって何の実効性を伴わない計画のまま、大飯原発3、4号機は再稼働されました。

世界が震撼するような原発事故を起こしたことに対して国は、原発推進の経済産業省の1内部部局である原子力保安院を分離して、原子力規制委員会を作りました。そして、新たな規制基準を策定するとともに立地自治体等に防災・避難計画の

策定を義務づけ、この二つが安全の両輪であるとして、3月末までに立地自治体と30キロメートル圏内の自治体に「原子力防災計画」をつくるように指示しました。しかし、福井県はその計画を延ばし延ばして、やっと7月に入ってから策定しました。この計画には住民にとって大変重要な避難先の明示はありません。先の暫定措置の県内避難先では到底現実味がなく避難出来ません。そのためか、この「計画」と前後して6月29日に兵庫県は、30キロメートル圏外避難となる「広域避難」についておおい町、高浜町、小浜市は敦賀とは反対方向の兵庫県内中・北部の22市町が関西広域連合として避難の受け入れをすると発表しました。どの町のどの地区がどこの避難先になるのかは、まだ協議中ですぐには決まりそうもありません。たとえ避難先が決まったとしても避難する主たる道路は国道27号と舞鶴若狭自動車道しかありません。舞鶴方面への国道27号線も片側1車線で高浜町和田地区では海拔1.5メートルしかありません。海沿いの道で津波などと重なると水没や崩落して通行出来ません。福井県と京都府の県境トンネルも道幅が狭い上に60年以上と古く経年劣化による地震崩壊が心配です。また、この峠はこの辺では積雪が多く、昨年冬にトレーラーがスリップして長時間の通行止めがありました。舞鶴若狭自動車道も福知山までほとんどの区間が対面通行の1車線です。同じ30キロメートル圏内の舞鶴市内から避難する車の流入を考えると敦賀方面への県内避難と変わらない渋滞が懸念されます。

◆誰が避難に責任を持つのか？

この新たな県の計画書においても「災害時要援護者」である病院の患者や介護保険施設、障害者支援施設等の在居者の避難先や移送方法などすべてを管理者任せにして、立地自治体の責任を放棄しています。入院患者の避難先を求めてその施設の看護師らが車上で何時間も彷徨うことになったフクシマの教訓は生かされていません。

また、自家用車を持たない人の避難についても「バス」や「自衛隊の車両」を活用する、としていますが必要な台数が時間どおり運行できるのか、はなはだ曖昧です。

原発災害避難は台風や大雨による洪水や崖崩れの自然災害の避難と違い、一夜の体育館避難では済みません。長期の避難を要することは明白です。ちゃんとした宿泊設備の整ったところが避難先にならなければ絵に描いた餅です。

◆関電の責任で避難訓練を

最後に避難訓練について述べます。いくら計画書を作ってもそれに従った訓練をしなければ実効性のあるものになりません。ドイツでは一番過酷な季節である真夏と真冬に訓練をして、問題点がないかを検証すると聞きます。アメリカにおいては原子力発電会社が避難計画を策定して、その内容でスムーズに避難出来ることをもって発電の許可を出すと聞いております。当然、要援護の人たちを受け入れる体制が執られていることは申すまでもありません。

原子力災害は一私企業が起こす問題です。たとえその事故の原因が自然災害であろうとも、その自然災害を回避するための手だてを怠ったフクシマの事故のすべての責任は一私企業である東京電力です。大飯原発においては、全て関西電力の責任です。国の指示がなかった、想定外だという言い逃れはできません。それゆえ、避難訓練に関わる費用はその会社関西電力がすべて負担すべきであると私は思います。訓練に参加する人は会社を休まなくてはなりません。働かない以上その日の賃金はありませぬ。参加する人の賃金は保証されるべきです。お店を出し、商売をしている人は閉店をして参加しなければなりません。その日の営業損失は保証されるべきです。自家用車で避難する人はガソリン代、高速道路料金は自己負担ですか。必要な経費は電力会社に出してもらわなければ避難訓練は出来ません。避難訓練はボランティア

活動ではないのです。避難訓練の参加者に体育館で寒さに震えて一夜を明かせと言うのですか。福井県の「原子力防災計画」は自衛隊出動に関わる費用は「派遣の要請したところが負担すべき」と書いてあります。おおい町長や高浜町長が要請した場合はその地の住民が負担をしなければ自衛隊も助けに来てくれませぬ。

色々指摘しましたが、計画に従った避難訓練を行い、問題点が解決された上で原子力発電所の運転がなされれば、少しは安全・安心な気持ちになれます。避難先とその手段が明示され、必要な訓練が行われぬ以上、又、住民が100%被爆しないで避難できない以上、原発を運転はしないでください。

これで私の陳述を終わります。

裁判所からの原告・被告への求釈明

東山さんの意見陳述後に、原告弁護士寺田弁護士が第6準備書面の要約陳述を行いました(その内容は「かたくり通信」第9号その2を参照)。その後、裁判長が以下の事項について原告・被告に求釈明を行いました。

1. 原告に対する求釈明

(1) 津波に関する原告の主張は、3.86メートルを超えると本件原発の海水系施設の一部が破損するという趣旨か。また、5mの津波と、既往最大の津波の間の規模の津波が到来した場合の危険性についても主張するのか。

(2) 第4準備書面8頁の5重の壁の破損の主張と、第1準備書面における使用済核燃料プールの危険性についての主張との関係は。

(3) 非常用電源の概要、性能、本件原発で期待される役割等について

2. 被告に対する求釈明

(1) 原告ら第4ないし第7準備書面のうち、主として第4、第5準備書面に力点を置いて認否反論されたい。(弁護団コメント：特に裁判所は、本件原発における制御棒挿入の失敗の危険性などを重視しているようです。)

(2) 被告は乙5号証を引用しつつ、本件原発の制御棒挿入時間に関し、11秒程度までは安全性が確保される旨主張するが、11秒を超えると具体的にどのような危険が生じると考えているか、明確にされたい。

(3) 被告は原告らの「既往最大」の主張につき、地域性の違いを無視している旨を主張しているが、この点につき、本件原発の周辺で原告らの主張するような「既往最大」の地震等が発生しないことについて、主張立証を補充されたい。(弁護団コメント：この指摘は、裁判所が既往最大論を採用したかとはともかく、少なくとも関心を寄せたものといえます。なお、日本海側にも糸魚川構造線＝北米プレートとユーラシアプレートの境界＝があります。)

第5回口頭弁論説明会

(以下、福井地裁での口頭弁論後に午後5時半より福井県弁護士会(福井市宝永4-3-1三井生命ビル7階)で行われた説明会の概要)

第4回口頭弁論後、原告弁護団は福井市の福井弁護士会の事務所で記者会見に臨み、「裁判の会」の原告団、その支援者ら30人ほどが出席した。

今回の焦点は「原発のシビア・アクシデント」の際の住民の避難の困難性について。

会見で弁護団は「1点目は、住民の避難の困難性は、被害の拡大につながる。避難ができず、長期間30キロ圏内にとどまらざるを得ない住民が多発する。当然、放射能を浴び続ける。2点目は、避難の困難性は原発の危険性そのものである。防災対策が不備である以上、安全対策の不備と言わざるを得ない」(詳しくは第6準備書面を参照)

弁護団はここに論点を置きながら、「具体的になぜ危険なのか」という点について、福島とはまた違った「福井の地域性」を主張した。1つは、嶺南地方は福島第一原発と比べて避難路が乏しいこと、2つは基幹道路が、いわゆる「原発銀座」沿いを通っていること、3つは、多数の避難者で道路が渋滞するであろうこと、4つは、病院患者、介護老人、障害者の避難の困難性、いわゆる福島でも発生した「避難弱者」に、多数の犠牲者が生じる過酷さ、などについて強調した。

原告側からは高浜町の農業 東山幸弘さん(66)が「原発周辺に住むものは、事故が起こったとき、早く、遠くに逃げる以外に身を守るすべがありません。福井県がつくった避難に関する暫定措置があるが、私の地区は敦賀市立体育館に自家用車で避難せよ、とある。(中略)この暫定措置のシミュレーションでは、敦賀まで渋滞により7時間かかる、とある。唯一の基幹道路は国道27号線で、片側一車線。舞鶴若狭自動車道も小浜までの対面通行一車線です」と述べた。

「原発銀座」にある、この交通インフラの不整備、指摘され続けてきた防災対策の不備、住民の生命と財産を守る姿勢のなさ、があぶり出された口頭弁論だった。(この項の文責は永田)

◆のーなれコーナー◆

【福井弁で原発「のーなれ(なくなれ)」という思いを込めたコーナーです。ご縁のあった方々の思いを掲載するコーナーで、皆さんの忌憚のない「声」をお待ちしています。今回は4人の「のーなれの声」をお届けします。】

♥AMさん 避難の問題は地元の人にとって最も身近に感じている問題だと思う。その意味で本日の陳述、書面は特に興味深かった。原発賛成派、反対派も同じステージで議論できる問題でもあり、原発問題の切り口にしてはいかがか。また裁判官がす

で提出してある書面についての質問を数々述べられたのも興味深かった。傍聴でこういう場面は初めてでした。

♥**坂上和代さん** 若狭町に住んでいる私の友人は、就寝前に、必ず「避難」を確認しています。最低の身の所持品、現金等。そして自転車です。実際、車は動かないでしょう。私も自転車を用意します。しかし私一人ならそれでもいいですが、高齢者、病気や障害のある人はどうしたらよいか悩みます。今回改めて、現実的な避難を考えると、若狭では逃げられないということがよくわかりました。ならば、再々稼働、再稼働はあり得ない。

♥**SFさん** 原子力災害の避難について、福島原発事故から何を学んだ避難訓練だったのかと思って怒っておりました。東山さんの原告陳述はとても具体的で納得しましたが、100%被曝しない避難はあり得ないとやはり思うのですが・・・。出来ない以上、原発を運転しないでと強く主張したいと想います。第6準備書面での福島との比較はとてもわかりやすく理解が進みました。

♥**Mさん** 避難訓練を十分に満たされたら再稼働を容認するという理論にはなりません、再稼働の最低限の要件であることは確かだと思います。福島と比較して、地形による、より困難な立地条件にあります。住民の意識も、これを実施することにより、初めて大きく変わるのではないかと想像します。

♥**松本浩さん** 安全の基準をクリアすれば原発の稼働が認められるのか。使用済み核燃料や高レベル放射性廃棄物の処分や保管、その子孫への丸投げについての被告の主張を引き出す必要がある。

♥**匿名希望さん** 私は大飯原発より10キロ圏内に住んでいます。大飯原発で事故があれば避難は

不可能だと思います。だから原発は稼働させないでほしい。絶対やめてほしい。

♥**西村高治さん** 原告の1人ですが、本日の口頭弁論で、原発の危険性について、事故の際、避難がきわめて困難であれば、放射能被害の危険が増大する。それは原発の危険性そのものを示すというのはいっしょなことで、再稼働など認めるべきではない。今日の2人の弁論は住民を置き去りにしている原発建設の行政の姿を浮きぼりにしたと思います。裁判官の話、やりとりは、いつもわかりにくい。聞き取りにくい。

♥**浅田正文さん** 東山さん、寺田さんの主張も、具体的で分かり易く、聴いていて福島で起こったことと重なり納得できることばかり。

◆関連ニュース◆

裁判の会の一部の方々の活動を紹介します。

IAEA と福井県の覚書に抗議！

IAEA(国際原子力機関)と福井県が覚書を交わした当日(10月7日)、脱原発に関わる一般市民約20人が朝から県庁前で反対の抗議行動を行い、関西や東京からも参加者があった。

覚書の内容は、新聞報道によると「原発や放射線利用に関する人材育成・共同研究の協力」であり、原発の導入を目指す東南アジアから中東までの国々から研修生を受け入れることを計画する、とのこと。(9月19日付福井新聞)

抗議の趣旨は、事故を起こした福島第一原発がまだ収束もしていない中、原発を輸出するという国の政策に本県が積極的に関わることは、輸出先の近隣の国民に対するの犯罪にも似た行為であること。また、本県の「エネルギー研究開発拠点化計画」で、『もんじゅ』を中核として海外からの研究者・研

修生の受け入れをすること」に強い危惧（ぐ）を覚えているものである、というもの。

その後、県庁舎内で、担当の西岡務課長補佐（総合政策部電源地域振興課）に抗議文を手渡した。そして「覚書の内容を教えてほしい」という基本的な要請に「答えられません」と、これを一蹴。抗議した市民からは「私たちにできることには限りがある。しかし抗議をした事実は残る。それはおかしい！と声をあげることは大切なこと」との声が聞かれた。

以下は、この抗議を行った若泉（原告）さんのコメントです。

【10月7日のIAEA抗議のコメント】

10月7日、IAEAの天野事務局長が福井県を訪れ、人材育成などの覚書を交わすという報道を知ったのは、9月19日。突然のように思いましたが、既に4年前から西川知事と天野氏は構想を語り、練り上げていたのです。昨年12月の福島県でのIAEA閣僚会議の抗議にも参加しましたが、国際原子力マフィアIAEAが福井にも手を伸ばして来たことに、抗議をしないわけにはいきません。石川、滋賀、京都、東京から大勢の方が抗議に参加してくださいました。ありがとうございます。福井県はこれからの原発の方向性として、「エネルギー研究開発拠点化計画」で『安全・安心の確保』『人材の育成・交流』『研究開発機能の強化』『産業の創出・育成』を4つの柱に進めていくつもりです。日本中の原発がすべて止まっていることなど関係ない、どこまでも原発を推進する姿勢に強い怒りを感じます。国際貢献の名のもとに、真実を語らないIAEAと協力するなど胸を張って言う西川知事に、自治体の首長を努める資格はありません。覚書を解消する気がないのなら、自らが将来の世代のことを考え職を辞すべきです。

10/13NO NUKES DAY 原発ゼロ統一行動

さる10月13日、首都圏反原発連合等主催の標記のイベントに参加し、福井県代表として持ち歌の

「原発ブルース」（作詞作曲も本人です）を熱唱した原告の河合良信さんの感想です。

★当日の感想 当日の新聞発表では4万人集まったとのことだが、昨年17万人から比べると『減ったな』と思った。当日はデモの様子を一通り見ようと、カメラを持って出口にいた。警察が、信号のために、100人位ずつ隊列を調整していた。デモ隊としてはフラストレーションが溜まったのではないかな。警察への強い抗議もあった。コースを増やすとよかった、と反省会の際に主催者側の方が言っていた。何しろ最後の人がデモに参加するまでに2時間以上かかってしまった。福井で生まれて、福井で活動している者として東京の集会に参加すると、やはり東京では地元の複雑なところまでは伝わっていないと感じる。若い人たちが「再稼働反対！」と音楽にのって軽い感じでデモに参加していた。これは地元と東京の差であり、どっちがいいという訳ではない。東京であれだけ多くの人を集めて企画するだけでも大変なエネルギーだと思う。福井ではこんなことはできない。東京で感じたサバサバした感覚がないと大人数のイベントはできない。★東京で多くの人前で歌った感想としては、大勢の参加者の中で歌って、単純に楽しかった。初めて会う多くの人達と一体感で歌えてよかった！

◆原告 ～ひと模様～◆

-水戸喜世子さん(大阪府高槻市在住)-

夫の遺志を引き継いで生き抜く

26年前、反原発運動の草分けで、原子核物理学者の水戸巖さん（当時53歳、芝浦工大教授）と、双子の長男、共生さん（同24歳、京都大地球物理学専攻）、二男の徹さん（同、大阪大原子物理学専攻）の親子3人は、巖冬期の北アルプス・剣岳で、消息を絶った。最悪の事態。

最愛の3人を一度に失った、妻であり母親であった喜世子さんの心中は、察するに余りある。子息は父親の意思を受け継ぐように物理学の道に進み、喜世子さんも物理を専攻した「反原発物理学一家」だった。

3.11のフクシマ以後、ある日、喜世子さんは福井市にいた。「関西の住民として、何をおいても大飯原発を止めなければならない」との思いで、再稼働可否を決める福井県議会の傍聴に駆け付けたのだ。「3.11は本当に衝撃でした。ぐうたらな私に生きる目標を突き付けた。日本の原発は必ず事故を起こすという夫らの主張の正しさが立証されたが、原発をゼロにしない限り決着がつかないことにはならない。まだ道半ば。私にできることは何でもしよう」。そう思ったという。

その後、大飯原発差止め訴訟の原告になり、現地抗議集会や福井県庁前の金曜行動にも時間が許す限り、足を向けている。「これだけの大惨事を起こしたのだから、全原発が止まらないはずがない。世界中に訴えて、世界の世論を味方につければ、絶対に止められる」と考えた。以後、官邸デモなど東京へ通いつめたという。

しかし現実には、「即時廃炉」の可能性は次第に遠のいていく。「原子力村」の根はそれほどまでに深く、この国を蝕んでしまっているのだと思い知る。



「丁寧なつながり方が大切では」(高槻市のご自宅で)

繰り返すが、喜世子さんは「福井から原発を止める会」の原告団の一員である。残念ながら、原発訴訟は下級審の判決を含めて、2勝10数敗。

日本で最初に稼働した原発である「東海原発」

の設置許可取り消しを求める行政訴訟を立地住民と共に牽引車となって闘ったのが、水戸巖氏である。74年2月が第1回公判、すでに40年も昔のことだ。この国の最高水準の科学者が次々と証人台に立って、国側の証人を論破しつくした。にもかかわらず最高裁で敗訴決定。三権分立という建前が絵に描いた餅であることを、この裁判を通して、思い知らされる。

安倍政権のもとで、福井の訴訟も同じ経路をたどることは大いにありうる。だからこそ、今一度、70年代から始まった反原発の足跡を知るために、喜世子さんは水戸氏が書き残したものをまとめる作業に余念がない。来年早々、発行予定だという。

今、フクシマで起きて収拾不能になっている汚染水問題、子供の被ばく、核廃棄物。すべて40年前に、その問題の所在を看破していた当時の反原発の学者たち。この見解を封じ込め、安全神話を振りまき続けた、「原子力村」の「根の深さ」とどう闘うのか。

喜世子さんは語る。「糸を編むとき、出来上がりを急ぎすぎると、編み目がザルのようになくなって締りがなく、型崩れを起こすことがあるでしょ。私たちの運動の状況も、それに似てないかしら。一目一目を丁寧に、気持ちを込めてしっかりと編みこむこと。今、大事なことは、丁寧なつながり方、そのための忍耐力、持続する意思ではないかしら」

今は小さな集まりに出かけて行って、普通の主婦たちと本音で語り合う活動をしている、という。「万一、裁判に負けても最悪の場合、万一再度、原発事故が起きるようなことがあっても、そんなつながり方をしていれば、絶望したり、孤独死に陥ったりすることを防ぐことができる。人が信頼できれば、ひとは生きていけるもの。そんな活動を目指したい」

親子3人を一度になくした喪失感とは、時を経ても消えることはない。最後に「命を大切に、命を慈しみ、何があっても生き抜きましょう」と結んだ。77歳。意気軒高な、輝いている女性である。

(文責：永田)

新聞記事スクラップ

「住民の避難困難」

大飯原発差し止め
訴訟の口頭弁論
原告側訴え

福井地裁
2013 10/9

定期検査のため停止中の関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止めを求めた民事訴訟の第四回口頭弁論が8日、福井地裁であった。原告側は書面と意見陳述で、「大飯原発周辺住民にとって、避難の困難性は危険性そのものだ」と主張した。

原告側は、大飯原発から二十キロ圏外に避難するには、舞鶴若狭自動車道か国道27号を使うしかない道路事情を指摘。さらに、避難のためには高浜原発や敦賀原発の近くを通るしかなく、「実効性のある避難経路が示されていないのは危険であり不安」と訴え

被告側は、大飯原発から十五キロの距離に住む高浜町の農業東山幸弘さん（66）の意見陳述もあり、「避難先と手段を明示し、必要な訓練がされない以上、原発の運転はしないで」と求めた。

次回口頭弁論は十一月十九日。関電が想定する大飯原発の地震と津波の想定規模を中心に争う。（塚田真裕）

毎日新聞 2013 10/9 原告「嶺南からの避難は困難」

地裁 大飯原発差し止め訴訟弁論

県内住民ら189人が関西電力を相手取り、大飯原発3、4号機の運転差し止めを求めた訴訟の第四回口頭弁論が8日、福井地裁（樋口英明裁判長）であり、原告側が原発事故が発生した場合の避難の難しさを指摘した。次回弁論は12月19日。

原告の一人で高浜町の農業、東山幸弘さん（66）が「高浜町から敦賀市までの唯一の幹線道路である国道27号線は片側1車線。渋滞すれば車内で放射線被ばくする」と意見を述べた。原告側代理人の弁護士も「嶺南地方は若狭湾と山に挟まれ、脱出のための道路は限られた。」

【村山豪】

福井新聞 避難困難と住民側

2013 10/9 福井地裁

大飯原発差し止め口頭弁論で、原告側は準備書面で大飯原発で事故が起きた場合、国道27号と整備途中の舞鶴若狭自動車道に車が集中し、住民の速やかな避難は困難と指摘。長時間にわたり放射能にさらされ、健康被害が拡大する恐れがあるとした。代理人の寺田昇市弁護士は「避難計画の不備は大飯原発の危険性そのもの」と主張した。

高浜町の東山幸弘さん（66）は意見陳述で「事故が起きたとき住民は、早く遠くへ逃げることで最大の記録を前提にすれば、科学的合理性を欠く」と反論した。次回弁論は12月19日。

あった。原告側は準備書面で、大飯原発で事故が起きた場合、国道27号と整備途中の舞鶴若狭自動車道に車が集中し、住民の速やかな避難は困難と指摘。長時間にわたり放射能にさらされ、健康被害が拡大する恐れがあるとした。代理人の寺田昇市弁護士は「避難計画の不備は大飯原発の危険性そのもの」と主張した。

関電側は、地震の安全基準は過去の最大値を想定すべきだとした前回までの原告の主張に対して、「地震の揺れや津波の大きさは、発生のメカニズムや地形を考慮する必要がある。過去に生じた最大の記録を前提にするというのは科学的合理性を欠く」と反論した。次回弁論は12月19日。

♡会計からのお願い♡

(現在までに会費を振り込んでいただいた皆様は、読み飛ばして下さい。)

今年度の会費(年会費 3000 円です。上乘せカンパ大歓迎です)を未納の方は、来年の3月末までに下記口座に振込みをお願い致します。来年度総会にて会計報告致します。

▼ゆうちょ銀行振込口座番号：00760-6-108539

口座名称：福井原発差止訴訟を支える会▼

▼他銀行からの場合

店名(店番) 079 当座 口座番号 0108539 口

座名称：福井原発差止訴訟を支える会▼

◆関連ニュース◆(続き)

原発メーカー訴訟に参加を!

原発メーカーを訴えるという訴訟の動きについてです。当会の弁護団事務局長の笠原弁護士も弁護団に参加しています。以下、そのホームページの一部の抜粋です。ご一読ください。

原発メーカー訴訟の会では、2013年11月を目標に、福島第一の原子炉メーカー3社(日立・東芝・GE)を相手取った訴訟を、東京地裁で起こす計画です。それが、この「原発メーカー訴訟」です。

2011年3月11日に発生した福島第1原発の水素爆発を伴う巨事故は、かつて我々が経験したことがない規模で放射線被害を拡大させ、世界中の人々を震撼させました。そして現在、東京電力に対し数多くの損害賠償請求訴訟が提起されています。

しかし、自動車の排気ガスによる喘息被害に対して、運転手や所有者以上にメーカーが賠償責任を問われるように、原発事故被害については、電力会社だけでなく、原子炉メーカーも当然に責任を追及されるべきです。ところが、メーカーはこれまでほとんど非難の対象とさえされていません。その原因

は、原子力損害賠償法が電力会社のみ集中させる制度を採用しているためです。

しかも、原子炉メーカーは、これをいいことに、今では海外への輸出によってさらなる利益拡大を図っています。責任集中制度はまさに原子力産業保護を優先する不合理な構造を作り出しているのです。ここには、いかなる正義も存在しません。

私たちはこのような極めて不合理な原子力産業保護構造の修正を迫るために、本訴訟を提起することとしました。問い合わせは下記まで。

「原発メーカー訴訟」の会 事務局 166-0003 東京都杉並区高円寺南1-18-14 高南レジデンス 102

【編集後記】 避難についての意見陳述をしてくださった東山さんには本当に多謝です。たとえ原発を止めたところで、原子炉や使用済み核燃料がなくなるわけではないのですから、大災害時にそこから放射性物質が大量に漏洩する危険性は常にあり、立地地域住民にとっては、緊急避難の可能性は存在し続けるわけです。原発を止めるだけでは済まないということを改めて思い知らされました。◆本誌「人模様」で話を聞かせていただいた水戸喜世子さんの「今、大事なことは、丁寧なつながり方・・・」「人が信頼できれば、ひとは生きていけるもの。そんな活動を目指したい」という言葉は、まさに訴訟に関わる私たちにもそのまま当てはまる内容でした。目的は裁判に勝訴することですが、そのプロセスのひとつひとつを丁寧に積み重ねていくこと。原発が非人間的なテクノロジーならば、それに抗う私たちはこの裁判の過程で出会った方々との「人間的」な結びつきを大切にしたい・・・そんな気がします。◆労力等の都合上ニュースクリップは当面休載です(途中で挫折してしまい、申し訳ありません)◆